(一社) 日本補償コンサルタント協会 御中

国 土 交 通 省

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

令和元年10月1日に消費税率(地方消費税率を含みます。)が8%から10%に引き上げられます。消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)(以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。)が制定・施行されているところです。

今般、別添1「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」(令和元年6月付け 20190522 中第3号 公取取第44号 経済産業大臣・公正取引委員会委員長名)、並びに、別添2「「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」等の周知・広報へのご協力のお願い(協力依頼)」(令和元年6月27日付け 消表対第285号 消費者庁表示対策課長名)が関係事業者等宛てに発出されております。

つきましては、貴団体におかれましても、別添1及び別添2の内容につき遺漏ないよう傘下の事業者等に周知徹底いただきますようお願いいたします。

20190522 中第 3 号 公 取 取 第 4 4 号 令 和 元 年 6 月

代表者殿

経済産業大臣

公正取引委員会委員長

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)等において、消費税率(地方消費税率を含みます。以下同じ。)が令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられることが規定されています。

消費税(地方消費税を含みます。以下同じ。)は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税ですが、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)(以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。)が制定されています(平成25年10月1日施行)。

消費税転嫁対策特別措置法においては、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に 関する特別措置、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置、価格の 表示に関する特別措置並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行 為に関する特別措置が講じられています(このうち、消費税の転嫁拒否等の行為 の是正に関する特別措置の内容については、別紙参照。)。

公正取引委員会,中小企業庁長官及び主務大臣は,消費税の転嫁拒否等の行為 に対して調査や指導を行い,また,公正取引委員会は,消費税の円滑かつ適正な 転嫁を阻害する重大な事実があると認める場合などには、特定事業者に対して 勧告を行い、その旨を公表しています。この他、政府共通の窓口として内閣府に 消費税価格転嫁等総合相談センターを設け、消費税の転嫁拒否等の行為を受け た事業者からの相談を受け付けるとともに、公正取引委員会や中小企業庁のほ か各省庁においても事業者からの相談を受け付けています。加えて、書面調査を 悉皆的に行うなど、積極的に消費税の転嫁拒否等の行為がないかどうかについ て情報収集を行っています。

平成26年4月1日の消費税率の5%から8%への引上げに係る転嫁拒否等の行為については、公正取引委員会及び中小企業庁において、平成25年10月から平成31年3月までに、4、662件の指導、48件の勧告・公表を行いました。

また、平成30年11月28日に公表された「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」においては、小売事業者が自らの経営判断により値引きを行うことに法令上の制約はないことを示す一方で、事業者間の取引については、下請事業者等がしわ寄せを受け、適正な価格転嫁ができず、増税分を負担させられるような事態があってはならず、本年10月の消費税率引上げに際しても、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されている不当な行為がなされないよう、引き続き、監視や周知を厳格に行っていくことを明らかにしています。

さらに、平成31年3月29日には、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」(平成25年公正取引委員会)を改正し、消費税転嫁対策特別措置法上の考え方の一層の明確化を図っています。

上記ガイドライン等も踏まえ、今後、公正取引委員会及び中小企業庁としては、本年10月の消費税率引上げに当たって、中小企業等が適正かつ円滑に税率引上げ分を転嫁できるよう、周知・広報や調査の強化を講じるなど、転嫁対策をより一層強化してまいります。

貴社におかれては、上記の趣旨及び別紙の遵守事項等について十分理解し、本年10月の消費税率の10%への引上げに当たって、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないよう、現場担当者に限らず貴社全体に周知徹底を図っていただくとともに、担当役員等の責任者にはこれらの指導及び監督に当たらせるなど、貴社全体で適切な措置を講じるよう強く要請します。

また、上記の特別措置以外にも、消費税率の引上げに当たって、下請代金支払 遅延等防止法(昭和31年法律第120号)に違反する行為を行わないように併 せて要請します。

消費税転嫁対策特別措置法における遵守事項

消費税転嫁対策特別措置法では、特定事業者が特定供給事業者に対して消費 税の転嫁を拒否する行為が規制対象になっています。

1. 特定事業者と特定供給事業者

	特定事業者	特定供給事業者
	(転嫁拒否をする側)	(転嫁拒否をされる側)
	(買手)	(売手)
1	大規模小売事業者 (注1)	大規模小売事業者に継続して商品
		又は役務を供給する場合における
		当該商品又は役務を供給する事業
		者
2	法人である事業者であって,右欄	・ 個人である事業者
	に掲げる事業者から継続して商	・ 人格のない社団等(法人でな
	品又は役務の供給を受けるもの	い社団又は財団で代表者又は管
	(大規模小売事業者を除く。)	理人の定めがあるものをいう。)
		である事業者
		・ 資本金の額又は出資の総額が
		3 億円以下である事業者

- (注1) 大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者(特定連 鎖化事業(中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第11条第1項に規定 する特定連鎖化事業をいう。)を行う者を含む。)であって、その規模が大きいものと して公正取引委員会規則で定める次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 前事業年度における売上高 (特定連鎖化事業を行う者にあっては,当該特定連鎖 化事業に加盟する者の売上高を含む。) が100億円以上である者
 - イ 次のいずれかの店舗を有する者
 - ・ 東京都特別区及び政令指定都市の区域内にあっては、店舗面積が3000平 方メートル以上の店舗
 - それ以外の市町村の区域内にあっては、店舗面積が1500平方メートル以上の店舗

2. 特定事業者の遵守事項

特定事業者は以下に掲げる行為を行ってはいけません。

(1) 減額

商品又は役務について,合理的な理由なく既に取り決められた対価から 事後的に減じて支払うこと

<問題となる事例>

- ア 対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合
- イ 既に支払った消費税率引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき対 価から減じる場合
- ウ 本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- エ リベートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- オ 消費税率引上げ分を上乗せした結果,計算上生じる端数を対価から一 方的に切り捨てて支払う場合
- カ 「10月1日以降〇%値下げ」,「10月1日以降〇%ポイント付与」 等と表示したセールの実施に当たって,特定事業者が,自社の利益を確 保するため,消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- キ 標準税率が適用される商品の対価について,軽減税率が適用された場合の対価まで減じる場合 (t2)
- (注2)標準税率が適用される商品の納入については、取引先に支払う対価は消費税率引上げ分高くなるが、仕入控除税額もその分増加することとなる。

(2) 買いたたき

商品又は役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定めること

<問題となる事例>

- ア 対価を一律に一定比率で引き下げて,消費税率引上げ前の対価に消費 税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- イ 原材料費の低減等の状況の変化がない中で,消費税率引上げ前の対価 に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ウ 安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給 事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引 先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ 分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合 (性3)
 - (注3)「10月1日以降○%値下げ」,「10月1日以降○%ポイント付与」等と表示したセールの実施においても、考え方は同様である。
- エ 免税事業者である取引先に対し、免税事業者であることを理由に、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合 (注4)
 - (注4) 免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払に おいて、消費税額分を負担している点に留意する必要がある。
- オ 消費税率が2段階で引き上げられることから,2回目の引上げ時に消費税率引上げ分の全てを受け入れることとし,1回目の引上げ時におい

ては、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額より も低い対価を定める場合

- カ 商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定め たが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映 した額よりも低い場合
- キ 標準税率が適用される商品について,消費税率引上げ前に税込価格で 対価を定めていることを理由として,消費税率引上げ後も消費税率引上 げ前に定めた対価を据え置く場合
- ク 標準税率が適用される商品について、消費税率引上げ前に税込価格で 対価を定めているところ、取引先からの対価引上げの要請や価格交渉の 申出がないことを理由として、消費税率引上げ後も消費税率引上げ前に 定めた対価を据え置く場合
- ケ 標準税率が適用される商品を納入する取引先に対して,自己の供給する商品が軽減税率の対象品目であることを理由として,消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合 (注5)
 - (注5)標準税率が適用される商品の納入については、取引先に支払う対価は消費 税率引上げ分高くなるが、仕入控除税額もその分増加することとなる。

(3) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請

商品又は役務について、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せする 代わりに、特定供給事業者に商品を購入させ、役務を利用させ又は経済上の 利益を提供させること

<問題となる事例>

【商品購入. 役務利用の要請】

- ア 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
- イ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、本体価格の引下げに応じなかった取引先に対し、毎年定期的に 一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
- ウ 自社の指定する商品を購入しなければ、消費税率引上げに伴う対価の 引上げに当たって不利な取扱いをする旨を示唆する場合

【利益提供の要請】

- ア 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税の転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、 協賛金を要請する場合
- イ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、通常必要となる費用を負担することなく、取引先に対し、従業

員等の派遣又は増員を要請する場合

- ウ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税率の引上げに伴う価格改定や、外税方式への価格表示の変更等に係る値札付け替え等のために、取引先に対し、従業員等の派遣を要請する場合
- エ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合
- オ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、金型等の設計図面、特許権等の知的財産権、その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する場合
- カ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、「10月1日以降〇%値下げ」、「10月1日以降〇%ポイント付与」等と表示したセールの実施に当たって、特定事業者が、自社の利益を確保するため、協賛金の提供又は従業員等の派遣を要請する場合

(4) 本体価格での交渉の拒否

商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を 用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと (注6)

- (注6) 申出を拒むとは、特定事業者が、特定供給事業者からの申出を明示的に拒む場合が該当することはいうまでもないが、例えば、次のとおり、特定供給事業者が本体価格で価格交渉を行うことを困難にさせる場合も該当する。
 - ア 特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させる場合
 - イ 特定事業者が、本体価格に消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等 の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせる場合

(5)報復行為

上記(1)から(4)に掲げる行為があるとして、特定供給事業者が公正 取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたこと を理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いを すること

消費税転嫁対策特別措置法について

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法が、平成25年10月1日付けで施行されています(同法は、令和3年3月31日まで適用されます。)。政府では、この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行っています。 ※法律改正により、同法の期限は、平成30年9月30日から令和3年3月31日に延長されました。

I 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されています。 適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

	転嫁拒否等をする側(規制対象)(買手)	転嫁拒否等をされる側(売手)	
1	大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者	
2	右欄の事業者等と継続的に取引を行っている 法人事業者	○ 資本金3億円以下の事業者○ 個人事業者等	

禁止される行為	具体例	
① 減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること	
② 買いたたき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込 価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること	
③ 商品購入, 役務利用又は利 益提供の要請	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに, 取引先に ディナーショーのチケットを購入させること	
④ 本体価格での交渉の拒否	本体価格(消費税抜価格)で交渉したいという申出を拒否すること	
⑤ 報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①~④の行為が行われていることを公正 取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取 引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること	

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

Iに関する問い合わせ先:公正取引委員会消費税転嫁対策調査室 03-3581-5471(代表)

Ⅱ 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されています。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」
② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分,次回の購入に利用できるポイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため、消費者庁長官、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、消費者庁長官が勧告を行い、その旨を公表します。 IIに関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

Ⅲ 価格の表示に関する特別措置

- (1) 平成25年10月1日以降, 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から, 表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば, 「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられています。
 - ※ 消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【具体的な表示の例】

(例1) 値札, チラシ, ポスター, 商品カタログ, インターネットのウェブページ等において, 商品等の価格を次のように表示する。

〇〇円(税抜) 〇〇円(税抜価格) 〇〇円(本体価格) 〇〇円+税

- (例2) 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。
- (2) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第5条(不当表示)の規定は適用しないこととされています。

Ⅲ(1)に関する問い合わせ先:財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表) Ⅲ(2)に関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

№ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした, 事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります(公正取引委員会に対して事前に届け出ることが必要です。届出書の様式など, 具体的な届出の方法については公正取引委員会HPを御覧ください。)。

- (1)転嫁カルテル(消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為)
 - (例1) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税額分を上乗せすること
 - (例2)消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等 により合理的な範囲で処理すること
 - ※ 税込価格や税抜価格(本体価格)を決めることは、適用除外の対象にはなりません(独占禁止法に 違反する行為ですので注意してください。)。
 - ※ 転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

【中小事業者の範囲】	資本金等の額 (会社)	は 常時使用する従業員数 は (会社又は個人)
製造業, 建設業, 運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下	業種ごとに政令で定める数以下
上記以外の業種	3億円以下	300人以下

(2)表示カルテル(消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為)

- (例1)税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法 を用いること
- (例2) 税率引上げ後の価格について,「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する 方法を用いること

IVに関する問い合わせ先:公正取引委員会消費税転嫁対策調査室 03-3581-5471(代表)

消 表 対 第 2 8 5 号 令和元年 6 月 2 7 日

一般社団法人 全国公正取引協議会連合会 会長 長榮 周作 殿

> 消費者庁 表示対策課長 大元 慎二 (公印省略)

「消費税率の引上げに伴う価格設定について (ガイドライン)」等の 周知・広報への御協力のお願い (協力依頼)

貴連合会におかれましては、平素から消費者庁の業務に多大な御理解と御支援 を賜り、また、公正競争規約の運用の円滑かつ効果的な推進に御尽力いただき、 御礼申し上げます。

令和元年(2019年)10月1日から、消費税率が引き上げられることに伴い、 社会全体としての準備が十分整うよう、消費者庁及び公正取引委員会を含む関係 府省庁が連携して取組を推進しているところです。

昨年 12 月にも御案内したとおり、消費税率の引上げ前後で消費者の皆さんに 安心して購買いただくために、消費税率の引上げ前後に柔軟に価格付けができる よう、政府において「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」 等が取りまとめられております。

つきましては、消費税率引上げまで約3か月となったことに鑑み、改めて、下 記のとおり、貴下傘下団体及び会員事業者への周知・広報施策につきまして、貴 団体の格別の御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

【傘下団体及び会員事業者に対するガイドライン等の周知・広報への御協力】 貴団体のホームページや各種広報媒体・連絡文書等を通じ、傘下の各団体及 び会員事業者の皆様に対して、「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガ イドライン)」(別添1)等の周知・広報をお願いいたします。

消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)

1. 価格設定に関する考え方

- ▶ 我が国においては、消費税が1989年に導入されて以降、導入時及び税率引上げ時に、一律一斉に価格が引き上げられるものとの認識が広く定着しています。
- ➤ これに対し、1960年代から1970年代前半に付加価値税が導入され、税率引上げの経験を積み重ねてきている欧州諸国では、税率引上げに当たり、どのようなタイミングでどのように価格を設定するかは、事業者がそれぞれ自由に判断しています。このため、税率引上げの日に一律一斉に税込価格の引上げが行われることはなく、税率引上げ前後に大きな駆け込み需要・反動減も発生していません。
- ▶ たしかに、消費税は、事業者ではなく、消費者が最終的には負担することが予定されているため、消費税率引上げ後に小売事業者が値引きを行う場合、消費税転嫁対策特別措置法により、「消費税はいただいていません」「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した形で宣伝・広告を行うことは禁止されていますが、これは事業者の価格設定のタイミングや値引きセールなどの宣伝・広告自体を規制するものではありません。例えば、「10月1日以降○%値下げ」「10月1日以降○%ポイント付与」などと表示することは問題ありません。
- ▶ また、今回は、中小・小規模小売事業者に対して、来年 10 月の 消費税引上げ後の一定期間に限り、ポイント還元といった新たな 手法などによる支援などを行う予定です。これにより、中小・小

- 規模小売事業者は、消費税率引上げ前後に需要に応じて柔軟に価格設定できる幅が広がるようになります。
- ▶ 大企業においても、消費税率引上げ後、自らの経営資源を活用して値引きなど自由に価格設定を行うことに何ら制約はありません。

2. 適正な転嫁の確保

- ▶ このように消費税率引上げ後、小売事業者が自らの経営判断により値引きを行うことに法令上の制約はありませんが、事業者間の取引については、当該小売事業者に製品・サービスを納入する下請事業者等がしわ寄せを受け、適正な価格転嫁ができず、増税分を負担させられるような事態があってはなりません。
- ▶ 消費税転嫁対策特別措置法は、小売事業者や下流の事業者が、下請事業者や上流の事業者に対し、消費税増税分を減額するよう求めたり、利益提供を求めたりすることなどを禁止しています。来年10月の消費税率引上げに際しても、下請事業者等に対するこうした不当な行為がなされないよう、引き続き、転嫁Gメンによる監視や関係機関による周知を厳格に行っていきます。

3. その他

- ▶ 消費税率引上げ後、消費の平準化を図るために一定の支援措置を 講じる予定としており、事実に反して、消費税率引上げ前に、「今 だけお得」といった形で消費者に誤認を与え駆け込み購入を煽る 行為は、景品表示法に違反する可能性があります。
- ▶ 消費税転嫁対策特別措置法は、税込価格の表示(総額表示)を義務化している消費税法の特例として、「事業者が表示する価格が税込価格と誤認されないための措置を講じているときは、税抜価格を表示できる」と規定しており、これについて特に変更はありません。
- ▶ また、従来、消費税率の引上げを理由として、それ以上の値上げを行うことは「便乗値上げ」として抑制を求めてきましたが、これは消費税率引上げ前に需要に応じて値上げを行うなど経営判断に基づく自由な価格設定を行うことを何ら妨げるものではありません。

価格設定に関する考え方(ガイドライン1. 関係)

宣伝・広告に関する規制

禁止されない表示

「10月1日以降〇%値下げ」などの表 示は問題ない





💢 禁止される表示

「消費税還元セール」など、消 費税と直接関連した宣伝・広 告は禁止



適正な転嫁の確保(ガイドライン2. 関係)

転嫁Gメンによる監視 関係機関による周知

(転嫁拒否する側) 小売事業者 下流の事業者



転嫁拒否等の行為

- 消費税増税分の減額要請
- 利益提供の要請 など

(転嫁拒否される側) 下請事業者 上流の事業者

その他(ガイドライン3.関係:税抜価格として表示できる例) 税込価格と誤認されないための措置の具体例 (総額表示義務の特例関係)

① 個々の値札等において税抜価格であることを明示する例

〇〇〇円(税抜価格) 〇〇〇円(税別) 〇〇〇円(本体価格) 〇〇〇円+税 〇〇〇円+消費税

② 店内における掲示、チラシ等における表示により一括して税抜価格であることを 明示する例

個々の値札等又は個別の商品価格の部分には、「〇〇〇円」と税抜価格のみを表示 し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に以下のよう な表示を行うことが考えられる。

当店(本チラシ)の価格は全て税抜表示となっています。